

返戻金制度について

弊社所有の人材紹介に関する契約書（ひな型）より抜粋

甲：求人者

乙：弊社

第4条（紹介手数料の返還）

乙が紹介した求職者が一身上の都合により、入社日より起算して3ヶ月以内に退職した場合は、下記の通り、乙は甲に対して、受領済み紹介手数料の一部を退職日の属する翌月末日までに、以下の割合で返金する。

- ・入社日より1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の80%
- ・入社日より3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の20%

2 甲が労働関係諸法令に違反した場合には、乙は甲に前項に定める

紹介手数料の返金を行わないものとする。